

発議第 6号

国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について

このことについて、地方自治法第 99 条の規定により、裏面のとおり関係行政
庁に提出するものとする。

令和 3 年 9 月 14 日 提出

提出者 江差町議会議員 小梅洋子
〃 〃 塚本眞

賛成者 江差町議会議員 萩原徹
〃 〃 飯田隆一
〃 〃 室井正行
〃 〃 西海谷望
〃 〃 小野寺真
〃 〃 小林くにこ
〃 〃 出崎太郎
〃 〃 大門和幸

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣

国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しております、国内外より訪れる観光客の増加が続いているが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けているほか、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化、多発する交通事故など、様々な課題を抱えています。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流・人流の確保・活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠であります。加えて、積雪寒冷の本道においては、安定的な除排雪の体制確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格道路から国民の日常生活に最も密着した市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性や、ポストコロナを見据えた物流・観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実・強化に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算の所要額を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
- 3 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。
また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。
- 4 国土強靭化の事業計画に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。
- 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和3年9月14日

江差町議会議長 打越 東亞夫